

令和4年4月1日から

「自動車税種別割過誤納金等還付請求権譲渡証」に実印が必要となります！

譲渡人の本人確認厳格化のため、令和4年4月1日から自動車税種別割過誤納金等還付請求権譲渡証（以下「譲渡証」という。）に「実印」押印及び「印鑑登録証明書」・「印鑑証明書」の添付が必要となります。

※令和4年9月30日までは、移行期間として現行の取扱いにより作成した譲渡証でも受理いたします。


自動車税種別割過誤納金等還付請求権譲渡証					
年	月	日	譲渡人 (所在地)	住所 (所在地)	
			民センター所長) 様	氏名 (名称)	印
				(電話)
自動車税種別割の過誤納金及び当該過誤納金に係る還付加算金の還付請求権を次のとおり譲渡しましたので、当該還付金は譲受人あてに支払ってください。					
自動車税種別割	年度	登録番号	徴収番号	年税額	過誤納金額
		島根・出雲		円	円
以下省略					

譲渡証提出時の住民票上の住所をご記入ください。（印鑑登録証明書・印鑑証明書上の住所と一致していることが必要です。）

○譲渡人が個人の場合
・自署及び**実印**
※**印鑑登録証明書**（写し可）添付

○譲渡人が法人の場合
・法人名、代表者職・氏名の記入及び**実印**（代表者印）
※**印鑑証明書**（写し可）添付

電話番号の記入は必須です！！



様式は島根県ホームページからダウンロードすることができます。

変更前

●押印

- ・譲渡人が個人の場合は、自署・押印（認印可）
- ・譲渡人が法人の場合は、代表者印

●添付書類

- ・納税通知書に記載された住所（所在地）及び氏名（名称）と異なる場合は、変更したことが確認できる書類（住民票の写し等）



変更後

●押印

- ・譲渡人が個人の場合は、自署・**実印**
- ・譲渡人が法人の場合は、**実印**（代表者印）

●添付書類

- ・**印鑑登録証明書・印鑑証明書**（提出時前3か月以内に取得したもの。写し可）
- ・納税通知書に記載された住所（所在地）及び氏名（名称）と譲渡証及び添付書類に記載された住所（所在地）及び氏名（名称）とが異なる場合は、変更したことが確認できる書類（住民票の写し等）

※譲渡人が譲渡証を県税窓口を持参する場合は、押印及び印鑑登録証明書・印鑑証明書の添付は不要です。
この場合、免許証等の公的書類により譲渡人の本人確認をさせていただきます。

お問合せ先
島根県税務課納税グループ
TEL:(0852)22-6830